

要 望 書

重大事故時の電気ケーブルの絶縁低下は著しく 重大事故時を考慮した運転期間延長審査基準に反しています 高浜 1・2号の再稼働を認めず、美浜 3号の運転を止めるよう求めます

福井県知事 杉本 達治様

日頃、原発の安全性確認のためにご尽力いただいていることに感謝いたします。

老朽高浜 1・2号は 6・7月にも再稼働しようとしており、美浜 3号は運転中です。これらはそれぞれ 2016年 6月 20日と 11月 16日に運転期間を 20年延長する認可を受けた結果です。

ところが、これらの認可の審査について、電気ケーブルの安全性に関して重大な問題のあることが、2019年 11月の N R A (原子力規制委員会)技術報告によって明らかにされました。

- ①2016年に認可を受けた申請は、基本的に設計基準事故を模擬する J N E S (原子力安全基盤機構)の試験結果に基づいていることが関西電力の申請資料に明記されています。
- ②ところが 2016年 4月に改定された運転期間延長審査基準では、「重大事故等環境下で機能が要求される電気・計装設備に有意な絶縁低下が生じないこと」が要求されているのに、そのような検討・評価がなされていません。
- ③この延長審査にかかわる欠陥は、2019年 11月に公表された N R A (原子力規制委員会)技術報告によって明らかにされました。その技術報告が示す試験結果では、重大事故環境下での蒸気暴露により明らかに有意な絶縁抵抗の低下が起こっています。すなわち、N R Aの図 3.4 (別紙)によれば、絶縁抵抗は事故発生直後に百万分の 1～千万分の 1に急低下しています。図 3.4 はケーブル長さが 1mの場合ですが、仮に 10m長の場合だと抵抗値はグラフの 10分の 1となり、事故発生直後に電気設備技術基準が示す電路抵抗値の下限を割り込みます。
- ④これらの結果は高浜 1・2号や美浜 3号のループ室等で使用されている難燃 KK (シリコーンゴム絶縁体) や難燃 PH (エチレンプロピレンゴム絶縁体) に当てはまります。それゆえ、これらの炉は運転期間延長認可が取り消されるべきであり、運転は許されません。(別紙及び美浜の会記事参照)

以上の理由により下記を要請します。

要 請 事 項

N R A技術報告が示した試験結果が考慮され、少なくとも、同報告が今後の課題として提起したさらなる試験が実施されて結果が明らかになるまで以下の措置をとってください。

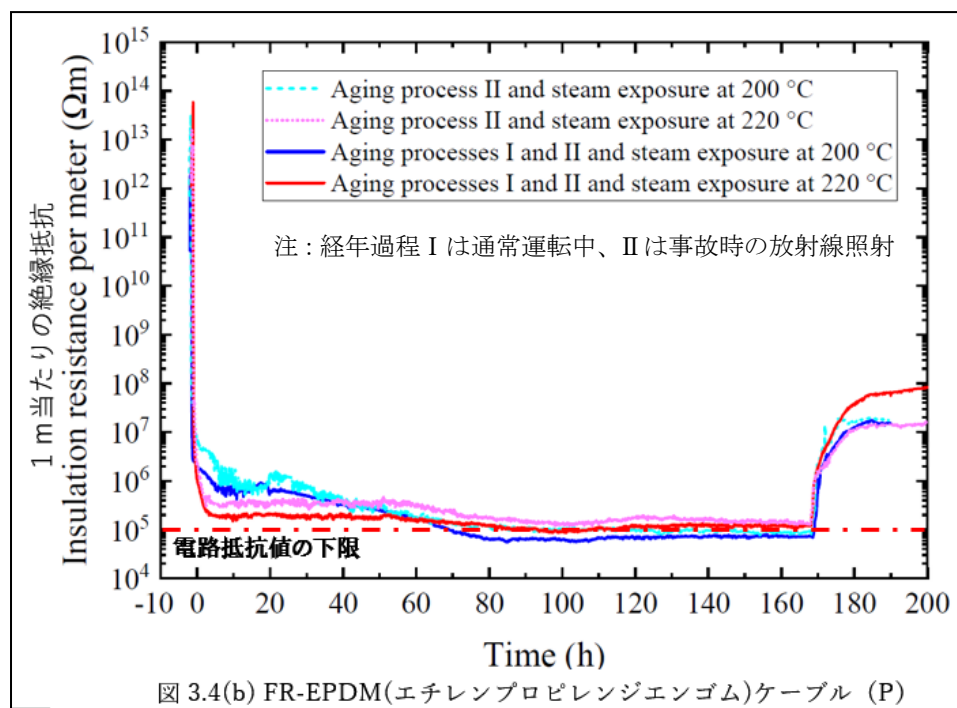
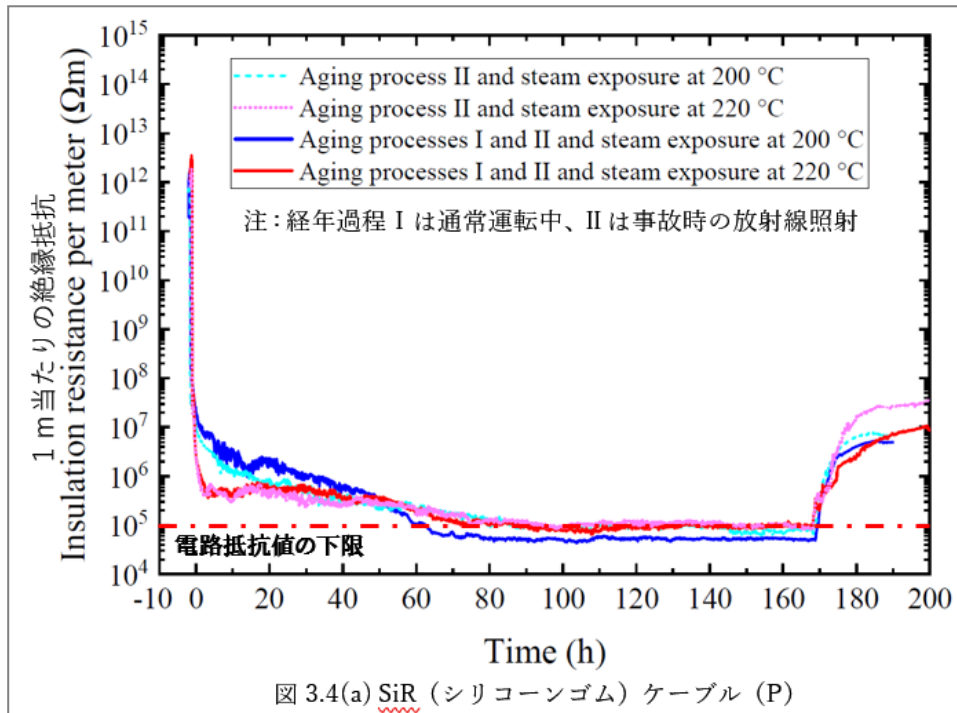
1. 高浜 1号炉と 2号炉の再稼働を認めないこと。
2. 美浜 3号炉の運転を停止すること。
3. 原子力規制委員会に対し、上記 3基の原発が「運転期間延長審査基準」を満たしていないことを確認するよう求めること。

2023年 5月 30日

避難計画を案ずる関西連絡会/ ふるさとを守る高浜・おおいの会/ 安全なふる里を大切にする会
この件の連絡先 若狭町 石地 優 090-7741-8303

美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL : 06-6367-6580

(別紙)



◆JNES 最終報告

原子力安全基盤機構、“原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究に関する最終報告書”、
JNES-SS-0903、2009。

<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10207746/www.nsr.go.jp/archive/jnes/content/000013215.pdf>

◆NRA 技術報告 NTEC-2019-1002

重大事故環境下におけるケーブルの絶縁特性の分析

皆川 武史、池田 雅昭、田口 清貴 システム安全研究部門 原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ

<https://www.nra.go.jp/data/000290767.pdf>